

令和2年8月27日提出

令和2年9月市議会定例会議案

(その2 議案第75号から議案第91号まで)

木更津市

令和 2 年 9 月市議会定例会議案目録（その 2）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第 75 号	令和 2 年度木更津市一般会計補正予算（第 5 号）	財 務 部	別冊
議案第 76 号	令和 2 年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	市 民 部	別冊
議案第 77 号	令和 2 年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	福 祉 部	別冊
議案第 78 号	令和元年度木更津市歳入歳出決算の認定について	財 務 部	1
議案第 79 号	木更津市教育委員会委員の任命について	総 務 部	2
議案第 80 号	木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について	総 務 部	3
議案第 81 号	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 部	4
議案第 82 号	人権擁護委員候補者の推薦について	総 務 部	5
議案第 83 号	木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について	財 務 部	6
議案第 84 号	木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	8
議案第 85 号	木更津市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	10
議案第 86 号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	健康こども部	11
議案第 87 号	木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	福 祉 部	25
議案第 88 号	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の締結について	環 境 部	27

議案第 8 9 号	工事請負変更契約の締結について	総 務 部	2 8
議案第 9 0 号	工事請負変更契約の締結について	総 務 部	2 9
議案第 9 1 号	君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について	企 画 部	3 0

議案第78号

令和元年度木更津市歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、次の令和元年度木更津市歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年8月27日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

令和元年度木更津市歳入歳出決算

- 1 木更津市一般会計歳入歳出決算
- 2 木更津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 木更津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 4 木更津市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 木更津市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 6 木更津市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

附属書類

- 1 令和元年度各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 2 令和元年度各会計実質収支に関する調書
- 3 財産に関する調書
- 4 令和元年度決算に係る主要施策成果説明書
- 5 令和元年度基金運用状況調書

提案理由

令和元年度木更津市歳入歳出決算の認定を受けようとするものである。

議案第79号

木更津市教育委員会委員の任命について

木更津市教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	渡 部 佳 子	

令和2年8月27日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市教育委員会委員渡部佳子氏の任期満了に伴い、同氏を再度任命しようとするものである。

議案第80号

木更津市固定資産評価審査委員会委員の選任について

木更津市固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	浜 名 泰	

令和2年8月27日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市固定資産評価審査委員会委員浜名泰氏の任期満了に伴い、同氏を再度選任しようとするものである。

議案第 8 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	浜 名 泰	

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員浜名泰氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 8 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所	氏 名	生 年 月 日
	関 口 明	

令和 2 年 8 月 2 7 日 提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

木更津市区域の人権擁護委員関口明氏の任期満了に伴い、委員候補者の推薦依頼があったので、同氏を再度委員の候補者として法務大臣に対して推薦するため、議会の意見を求めるものである。

議案第 83 号

木更津市税条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 27 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例の一部を改正する条例

(木更津市税条例の一部改正)

第 1 条 木更津市税条例（昭和 36 年木更津市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条又は第 62 条」を、「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条若しくは第 62 条」を加える。

附則第 8 条の 2 に次の 1 項を加える。

27 法附則第 62 条に規定する市の条例で定める割合は、0 とする。

附則第 13 条の 3 中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 7 の次に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 16 条の 8 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 6 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 16 条の 9 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

附則第22条中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 木更津市税条例の一部を次のように改正する。

附則第8条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第8条の2第27項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第22条中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中附則第16条の7の次に2条を加える改正規定及び第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 8 4 号

木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 2 7 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成 8 年木更津市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「受給資格者に対し」を削り、「の療養に要する費用」の次に「（入院については、入院時食事療養費標準負担額及び生活療養標準負担額を含む。）」を加え、同項第 5 号を次のように改める。

(5) 規則で定める受給資格者一部負担額

第 6 条の見出しを「（受給券の交付申請等）」に改め、同条第 1 項中「申請し、受給資格の認定を受けなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、受給資格者であると認めるときは、申請をした者に規則で定める受給券を交付するものとし、受給資格者でないと認めるときは、申請をした者にその旨を通知するものとする。

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 7 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（助成の方法）

第 7 条 この条例による助成は、受給資格者が病院等に受給券を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、助成する額を当該病院等に支払うことにより行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、受給資格者に支払うことにより助成を行うことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年11月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の木更津市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費等の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費等の助成については、なお従前の例による。

提案理由

ひとり親家庭等の父母等に対する医療費等助成金の支給方法を原則として現物給付方式に変更することに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 85 号

木更津市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 27 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正する条例
木更津市保育の必要性の認定に関する条例（平成 10 年木更津市条例第 4 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 2 条第 9 号中「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
（令和 2 年法律第 41 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 86 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 27 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年木更津市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

題名中「特定地域型保育事業」の次に「並びに特定子ども・子育て支援施設等」を加える。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 節 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準（第 4 条）

第 2 款 運営に関する基準（第 5 条－第 34 条）

第 3 款 特例施設型給付費に関する基準（第 35 条・第 36 条）

第 3 節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第 1 款 利用定員に関する基準（第 37 条）

第 2 款 運営に関する基準（第 38 条－第 50 条）

第 3 款 特例地域型保育給付費に関する基準（第 51 条・第 52 条）

第 2 章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第 53 条－第 61 条）

附則

第 1 章の章名を次のように改める。

第 1 章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1条の前に次の節名を付する。

第1節 総則

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第19号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第18号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改め、同号を同条第23号とし、同条第17号中「第28条第4項の規定」を「第28条第4項」に、「第30条第4項の規定」を「第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第2章の章名、同章第1節から第3節までの節名、第3章の章名及び同章第1節から第3節までの節名を削る。

第3条の次に次の節名及び款名を付する。

第2節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第4条の見出しを削り、同条第1項中「この章」を「この節」に改め、同条の次に次の款名を

付する。

第2款 運営に関する基準

第5条の見出し中「及び同意」を「並びに同意」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「提供拒否」を「正当な理由のない提供拒否」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者」に改め、「支給認定証」の次に「（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）」を加え、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の」を「教育・保育給付認定の」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項及び第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額を

いう。次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

第13条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第27条第1項に規定する施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）をいう。以下この項及び第19条において同じ」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下同じ」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条（見出しを含む。）、第25条並びに第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第3款 特例施設型給付費に関する基準

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「本章」を「前款」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と」、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「本章」を「前款」に、「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を）」に改め、同条の次に次の節名及び款名を付する。

第3節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1款 利用定員に関する基準

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「この章」を「この節」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同

じ」を加え、「同条」を「同条例第27条」に改め、「B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削り、同条の次に次の款名を付する。

第2款 運営に関する基準

第38条の見出し中「及び同意」を「並びに同意」に改め、同条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条の見出し中「提供拒否」を「正当な理由のない提供拒否」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」に、「支給認定に」を「教育・保育給付認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第2項中「前項」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。
- 5 前項（同項第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第43条第1項及び第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条前段中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段中「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項に、「第27条第1項に規定する」を「第27条第1項の」に改め、「（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）」及び「この項及び第19条において」を削り、「地域型保育給付費（法第29条第1項に規定す

る地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。）を「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費）」に、「第19条中」を「同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第3款 特例地域型保育給付費に関する基準

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「第19条第1項第3号」とあるのは「第19条第1項第1号」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに

係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

本則に次の1章を加える。

第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第53条 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第54条 特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）は、特定子ども・子育て支援（同条第1項に規定する特

定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第55条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供した際は、施設等利用給付認定保護者(法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第28条の16に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第56条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載した領収証を交付しなければならない。ただし、前条第2項に規定する費用の支払のみを受ける場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第57条 特定子ども・子育て支援提供者が法第30条の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前2条の規定の適用については、第55条第1項中「額」とあるのは「額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第1項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第30条の11第3項の規定により市から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、同条第2項中「前項の場合において、」とあるのは「法第30条

の11第3項の規定により市から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「市及び当該」と、「交付し」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知し」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市への通知)

第58条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども（法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。）に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第59条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第60条 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第61条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第54条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の

記録及び第58条の規定による市への通知に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附則第2条第1項中「(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が)」とあるのは「(当該特定教育・保育施設が)」を「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。))」に改め、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。)をいう。))」とあるのは「定める額をいう。))」とを削り、「(法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「(法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額)」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。))」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。))」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第7号)及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和元年内閣府令第8号)、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和2年内閣府令第33号)並びに子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(令和元年法律第7号)の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 87 号

木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 8 月 27 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年木更津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同項に規定する管理者とすることができる。

附則第 2 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（管理者に係る経過措置）」を付し、同項中「平成 33 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改め、「介護保険法施行規則第 140 条の 6 第 1 号イ（3）に規定する」を削り、「第 6 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、附則に次の 1 項を加える。

3 令和 3 年 4 月 1 日以後における前項の規定の適用については、同項中「第 6 条第 2 項」とあるのは「令和 3 年 3 月 31 日までに法第 46 条第 1 項の規定による指定を受けている事業者が当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所（同日において当該事業所における第 6 条第 1 項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第 6 条第 2 項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を同条第 1 項に規定する」とあるのは「引き続き、令和 3 年 3 月 31 日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加える改正規定、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 88 号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する特定事業に係る契約の締結について

市は、次のとおり特定事業に係る契約を締結する。

令和 2 年 8 月 27 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | |
|----------|---|
| 1 事業名 | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業 |
| 2 事業場所 | 富津市新富 2 1 番 3 |
| 3 事業内容 | 第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業に係る施設の設計・建設及び運營業務 |
| 4 契約金額 | 82,060,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 5 契約の相手方 | 富津市青木一丁目 5 番地 1
株式会社上総安房クリーンシステム
代表取締役 須賀 潔 |
| 6 契約の方法 | 随意契約 |

提案理由

第 2 期君津地域広域廃棄物処理事業について、特定事業に係る契約を締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年木更津市条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第89号

工事請負変更契約の締結について

市は、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

令和2年8月27日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

- 1 工 事 名 金田小学校校舎増築工事（建築）
- 2 工 事 場 所 木更津市中島2931番地1
- 3 工 事 概 要 校舎増築 軽量鉄骨造2階建て 延べ面積 約1,129㎡
渡り廊下増築 軽量鉄骨造平屋建て 建築面積 約21㎡
- 4 契 約 金 額 変更前 184,580,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後 188,353,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契約の相手方 木更津市中央一丁目5番9号
株式会社キミツ鐵構建設
代表取締役 松本 信夫

提案理由

令和元年12月18日に可決された金田小学校校舎増築工事（建築）に係る工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第90号

工事請負変更契約の締結について

市は、次のとおり工事請負変更契約を締結する。

令和2年8月27日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 工 事 名 太田中学校校舎増築工事（建築）
- 2 工 事 場 所 木更津市東太田一丁目2番地1
- 3 工 事 概 要

校舎増築	軽量鉄骨造2階建て	延べ面積	約964㎡
渡り廊下（1）増築	軽量鉄骨造平屋建て	建築面積	約14㎡
渡り廊下（2）増築	軽量鉄骨造平屋建て	建築面積	約19㎡
既存渡り廊下撤去	軽量鉄骨造平屋建て	建築面積	約53㎡
- 4 契 約 金 額

変更前	162,250,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
変更後	165,462,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 5 契約の相手方 木更津市中央一丁目5番9号
株式会社キミツ鐵構建設
代表取締役 松本 信夫

提案理由

令和元年12月18日に可決された太田中学校校舎増築工事（建築）に係る工事請負契約の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第91号

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和2年8月27日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

君津郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）の一部を次のように改正する。

第4条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条第2項ただし書中「次の各号」を「第4条第3号の事業について診療所数にかかる密度補正が適用された団体」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

君津郡市広域市町村圏事務組合規約（昭和44年千葉県指令第2229号）第4条第2号に規定する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第3項に規定する養護老人ホームの設置及び管理に関することについて、共同処理する事務から除くことに伴い、当該規約の一部改正を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。